

大牟田市緑化の推進及び樹木等の保存に関する条例に関する 工場、事業場等の緑化協議の手引き

大牟田市内において新たに工場や事業場等を建設しようとする場合には、条例により敷地内の緑化に努めなければなりません。

また、事業用地の面積が 1,000 m²以上の場合には事前に大牟田市と緑化協議を行う必要が
ありますので、都市計画・公園課へ問合せをお願いします。

◆ 緑化協議の対象について

大牟田市内において、新たに工場、事業場等を建設するもののうち、事業用地の面積が 1,000 m²以上の場合。

工場とは

工場低当法(明治 38 年法律第 54 号)第1条に規定するもの。

【製造業、電気、ガス供給業、熱供給業等】

事業場等とは

工場以外の事業を行う場所。ただし、住居と事業場等が同一の敷地にある場合で、その大半を住居部分が占めているときを除く。

【卸売業、小売業、運輸業、建設業、宿泊施設、病院、店舗、事務所等の各種事業所】

◇ 対象外となる場合

- ・増築、改築※、大規模の修繕等の場合。
(※改築とは既存建築物を解体し、同用途、同構造、同面積(既存面積の 0.5~1.5)のもの。)
- ・臨時的な販売、製造等を行うとき。
- ・他の法令により緑化義務があるもの。

※緑化協議の対象とならなくても、事業者は、工場、事業場等における良好な環境づくりのため、緑地を確保し、樹木等の植栽により緑化に努めてください。(条例第7条)

◆ 緑化計画について (要綱より抜粋)

① 緑化面積について

事業用地に対する緑化面積の割合(緑化面積率)は、工場 6%、工場以外のもの 3%以上です。緑化面積の算定基準は別途要綱で定めています。

② 市の木、市の花の配布

緑化協議に伴い希望者へは植栽樹木として、クヌギ、ヤブツバキを各1本配布します。

③ 植栽計画について

植栽する樹種は、原則として緑化効果の高い高木としてください。

緑化場所についても、原則として、工場、事業場等の敷地外周及び道路その他の公衆が利用する場所から望見することができる場所としてください。

④緑化の履行期限について

工場、事業場等緑化計画協議書による協議の日から2年以内に緑化を行ってください。

⑤樹木等の管理について

工場、事業場等の管理者は、植栽した樹木等を自ら適切に管理して下さい。

◆ 書類の提出と協議について

【提出時期】

工場、事業場等の建築確認申請を行う頃に、緑化計画協議書を提出してください。

【提出書類】

工場、事業場等緑化計画協議書(様式第1号)に必要な事項を記入し、申請者の記名・押印のうえ、添付書類を添えて2部提出してください。

添付書類について

- ① 位置図
- ② 現況平面図（事業地の面積がわかる求積図も含む。）
- ③ 緑化計画平面図（要綱に基づき緑化面積を算定したものを含む。求積図又は算定表。）

【協議について】

緑化協議ができたものについては、回答書をお渡しします。工事完了後には協議書に基づき現地確認を行います。

◆ 問合せ連絡先

【大牟田市】

〒836-8666 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地

大牟田市 都市整備部 都市計画・公園課 公園・緑化担当

TEL0944-41-2782 FAX0944-41-2795

【関係条例・規則】

◆ 大牟田市緑化の推進及び樹木等の保存に関する条例

(工場、事業場等の緑化)

第7条 事業者は、工場、事業場等における良好な環境づくりのため、緑地を確保し、樹木等の植栽により緑化に努めなければならない。

2 新たに工場、事業場等を建設しようとする者のうち、その事業用地の面積が規則で定める面積以上のもの(他の法令に基づき緑化をするものを除く。)は、その敷地内の緑地の確保及び緑化に関し、規則で定めるところにより、あらかじめ市長と協議しなければならない。

◆ 大牟田市緑化の推進及び樹木等の保存に関する条例施行規則

(工場、事業場等の緑化)

第2条 条例第7条第2項に規定する規則で定める面積は、1,000 平方メートルとする。

2 条例第7条第2項の規定による協議は、工場、事業場等緑化計画協議書(様式第1号)により行うものとする。